別紙２

**地域密着型サービス施設の公募に関しての注意事項**

１　既存施設を利用する場合で、既存施設開設にあたり公費補助を受けている場合は、関係機関と調整してください。

２　研修事項、資格事項については、開設までに要件を満たしてください。

３　消防設備の設置基準を、事前に管轄区域の消防署に相談してください。

４　生活保護法のみなし指定を受けない届出をする場合を除き、みなし指定となります。

５　開所前に設置地域の理解を得て、開所後も地域との連携を図ってください。

６　設備・運営等の基準及び申請にあたっては、以下の市条例等を遵守してください。

＜飯田市条例＞

・飯田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例

・飯田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例

＜飯田市施行規則＞

・飯田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則

・飯田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則

＜厚生労働省令＞

・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)

・指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)

※飯田市条例、施行規則は、飯田市ホームページにて公開